

こ 成 保 第 229 号
6 文科初第 2760 号
令和 7 年 3 月 25 日

各 都 道 府 県 知 事
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会
各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 市 長
各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 教 育 委 員 会
附 属 幼 稚 園 又 は 特 別 支 援 学 校 幼 稚 部 を 置 く 各 国 立 大 学 法 人 の 長
附 属 幼 保 連 携 型 認 定 こ ど も 園 を 置 く 国 立 大 学 法 人 の 長
殿

こ ども 家 庭 庁 成 育 局 長
(公 印 省 略)

文 部 科 学 省 初 等 中 等 教 育 局 長
(公 印 省 略)

「特定子ども・子育て支援施設等の指導監査について」の
一部改正について

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）に基づく特定子ども・子育て支援施設等（法第 30 条の 11 第 1 項に規定する特定子ども・子育て支援施設等をいう。以下同じ。）の確認及び施設等利用費の支給が適正かつ円滑に行われるよう、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が法に基づき特定子ども・子育て支援施設等に対して行う指導監査については、特定子ども・子育て支援施設等の指導監査について（令和元年 11 月 27 日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長及び厚生労働省雇用均等・子ども家庭局長連名通知）において、その基本的な考え方を示しているところである。今般、「令和 6 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 6 年 12 月 24 日閣議決定。別紙参照。）を踏まえ、上記通知の別添 2 を別添新旧対照表のとおり改正し、令和 7 年 3 月 25 日から適用することとしたので通知する。

各都道府県におかれては、十分御了知の上、貴管内市町村に周知するとともに、関係部局及び市町村と連携の上、その運用に遺漏のないよう配慮いただきたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。